

行政財産使用（駐車場管理運營業務）事業者 募集要項

令和 6 年 1 月
枚方市教育委員会

1. 募集目的

次項に掲げる枚方市教育委員会（以下「委員会」という。）所管の用地を、行政財産使用許可により有料駐車場として供し、その周辺における自動車の放置や路上駐車防止及び交通の安全を図るため、当該駐車場の管理運營業務者を募集します。

2. 施設名、所在地等

施設名 (使用許可財産)	所在地	地目 (面積)	収容 台数	最低使用料年額
招提駐車場	枚方市招提東町 2 丁目 801 番 2、801 番 3 の各 一部（別添図面参照）	公衆用道路、 学校用地 (635 m ²)	19 台以上	742,950 円

上記の対象物件を、以下「使用許可財産」という。

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす個人事業者又は法人に限り応募することができます。

- (1) 枚方市内に事業所（個人事業者にあつては住所）を有する者で、次のいずれかに該当すること。
 - ① 枚方市内で駐車場事業を営んでいること。
 - ② 枚方市内で土地を第三者に対する駐車場等として管理運営していること。
- (2) 前号①又は②の事項について、引き続き 2 年以上その事業又は管理運営を行っていること。
- (3) 法令等の規定により、その事業又は管理運営について免許、許可又は登録を要する場合は、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (6) 国税、大阪府税及び枚方市税の未納がないこと。
- (7) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員を法人の構成員（個人事業者にあつては、本人を含む。）としていないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある個人又は団体でないこと。

4. 使用許可財産の管理運営条件等

(1) 使用料等

① 使用目的

月極駐車場（1月単位で利用者から賃料を徴収する駐車場をいう。以下同じ。）として使用すること。

② 使用許可財産の使用形態

管理運営事業者は、使用許可財産について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用すること。

③ 使用許可期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（但し、3 年を限度に 1 年単位で、使用の継続許可申請ができます。）

④ 使用料

委員会が設定する最低使用料年額 742,950 円以上で、かつ、最高の価格で応募申込を行った者が、応募申込書に記載した額とする。

なお、使用許可期間中の月極利用者の減少等による使用料の減額は行いません。

⑤ 納付の時期

使用料は、使用開始の前日に全部を納付すること。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付することができます。

⑥ 還付

納付された使用料は返還しません。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができます。

(2) 使用許可の条件

① 用途の指定

平面駐車場に限定します。現状の駐車区画数を減少させないこと。

② 権利設定及び譲渡の禁止

使用許可の権利を譲渡し、又は担保に供しないこと。

③ 現在、使用許可財産は、民間の管理運営事業者（以下「民間事業者」という。）が使用許可を受けて、月極駐車場として管理運営し、民間事業者との間で当該駐車場について月極駐車場使用契約を締結している利用者（以下「月極利用者」という。）が存在します。

本募集要項に添付する令和 6 年 3 月 31 日時点での民間事業者と月極利用者との駐車場使用契約の内容（以下「現契約内容」という。）を必ず確認すること。

令和 6 年 4 月 1 日から 3 か月間については、現契約内容と同条件で継続契約すること。ただし、当該期間中に月極利用者から解約の申入れがあった場合又は月極利用者が契約内容の変更に同意した場合は、この限りではない。

また、今回、新たな事業者が許可を受けた場合、(1) ③に掲げる使用許可期間にかかわらず、使用許可を受けた日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、現民間事業者と協議の上、駐車場の管理運営事業者の変更等について月極利用者にも周知し、契約継続の同意を得るなどの必要な手続を実施すること。

④ 使用許可財産の使用に当たって、月極利用者・近隣住民等から事故及び苦情等が発生した場合は、

誠意をもってこれを解決すること。

- ⑤ 使用許可財産の使用に当たって、想定される緊急時や事故発生時等における対応業務を行うこと。
- ⑥ 使用許可財産の東側に隣接して、枚方市委託事業実施施設（ファミリーポートひらかた）の利用者用駐車場が存在するため、この駐車場への進入経路として使用許可財産の一部を無償で通行することを承諾すること。
- ⑦ その他駐車場の管理運営に必要な業務を行うこと。

(3) 維持管理責任

- ① 使用許可財産の使用に当たっては、常に良好な状態に維持保存（除草、水路等の清掃、粒度調整 砕石等による路面整備）し、善良な管理者としての注意をもって適切に管理すること。
- ② 使用許可財産の使用に当たって、駐車場の全部又は一部及び周辺設備を損傷した場合は、使用許可を受けた者の負担により原状回復を行うこと。

(4) 駐車場に係る車庫証明書

使用許可を受けた者は、駐車場として使用する場合における車庫証明書（保管場所使用承諾証明書）について、当該使用許可を受けた者の責任において対応すること。

(5) 使用許可の取消し、変更等

次のいずれかに該当するときは、枚方市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、使用許可を受けた者に損失が生じても、補償はしません。

- ① 使用許可財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- ② 使用許可を受けた者が使用許可の条件に違反したとき。
- ③ 使用許可を受けた者が正当な理由がなく納付の時期までに使用料を納付しないとき。

(6) 原状回復

使用許可を受けた者は、使用期間が満了したとき又は前号の規定により使用許可を取り消され若しくは変更されたときは、特に教育長の承認を受けたときを除き、直ちに使用許可財産の全部又は一部を原状に回復して返還しなければならない。なお、使用許可を受けた者がこれを怠ったときは、教育長が使用者の負担でこれを代行することができるものとします。

(7) 損害賠償責任

- ① 使用許可を受けた者は、その責に帰する事由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
- ② ①に定める場合のほか、使用許可を受けた者は、この使用許可の条件に定める義務を履行しないため、委員会及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(8) 実地検査等

教育長は、必要があると認めるときは、使用許可財産について実地検査し、資料の提出又は報告を求め、その他維持使用に関し指示することができるものとします。

(9) 秘密保持の義務

使用許可を受けた者は、駐車場管理運営業務を行うに際して知り得た秘密を他に漏らしてはならな

い。使用許可期間が満了し、又は使用許可を取り消された後も同様とします。

(10) 疑義等の決定

この使用許可の条件について疑義があるとき又は使用許可財産の使用について疑義が生じたときは、すべて教育長の決するところによるものとします。

5. 応募申込み手続き

(1) 募集要項の公表、様式の配布

令和6年1月9日（火）市ホームページに掲出、及び5.(4)に記載の枚方市役所分室で配布します。

(2) 申込受付期間

令和6年1月23日（火）から令和6年1月29日（月）まで

午前9時から午後5時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

(3) 申込みに必要な書類

下表のうち対象となっている書類

	書類名	対象者	概要
1	応募申込書	すべての申請者	様式1
2	誓約書	すべての申請者	様式2
3	委任状	すべての申請者	様式3
4	印鑑証明書	すべての申請者	共同で申込みする場合は申込者全員分
5	履歴事項全部証明書	法人	
6	住民票又はそれに代わる証明書	個人事業者	共同で申込みする場合は申込者全員分
7	納税証明書（国税） （未納がない証明書）	すべての申請者	1. 個人事業者は申告所得税、消費税及び地方消費税
			2. 法人は法人税、消費税及び地方消費税
	納税証明書（大阪府税） （未納がない証明書）	すべての申請者	1. 個人事業者は個人府民税、個人事業税
2. 法人は法人府民税及び法人事業税			
納税証明書（枚方市税） （未納がない証明書）	すべての申請者	1. 個人事業者は個人市民税及び固定資産税	
		2. 法人は法人市民税及び固定資産税	

備考

1. 3の委任状については、代理人を立てて参加する場合のみ提出してください。

2. 4から7に掲げる書類については、発行後3か月以内のものに限ります。
3. 7の納税証明書については、直近1年分を提出してください。
4. 4から7に掲げる書類については、「写し」でも可とします。

(4) 申込みの方法

申込受付期間内に、申込みに必要な書類を提出してください。

①郵送で申し込む場合（必ず簡易書留で提出してください。）

〒573-0026 枚方市朝日丘町2-17

枚方市 都市整備部 施設整備室 施設管理課 宛

※封筒の表紙に、「応募申込書在中」と朱書きしてください。

②持参する場合

枚方市朝日丘町2-17（枚方市役所分室 2階）

枚方市 都市整備部 施設整備室 施設管理課

※上記以外の電話、ファックス、メール等による申込みの受付は行いません。

(5) 応募に当たっての同意事項

- ① 提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は失格とします。また、不備があった場合も同様の取扱いとする場合があります。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 申込受付期間の経過後は、理由の如何に関わらず受付を行いません。また、提出後の書類は、委員会が認める場合を除き、変更・追加は認めません。
- ④ 使用許可申請者の決定後は、申込書に記載された名義以外では行いません。
- ⑤ 別紙の物件調書に掲げる条件を必ず確認してください。
- ⑥ 招提駐車場での説明会は行いません。応募申込をする者は、各自で現地確認をしてください。

(6) 応募資格審査の通知について

応募資格要件に満たさない者に対してのみ、別途通知します。

6. 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和6年1月15日（月）午前9時から令和6年1月17日（水）午後5時30分まで
質疑書については、様式4を使用してください。

(2) 受付方法

枚方市 都市整備部 施設整備室 施設管理課 shisetsukanri@city.hirakata.osaka.jp あてに、
質疑書（様式4）のデータをメールで送付してください。

(3) 質疑書への回答日

令和6年1月22日（月）午後1時から

質疑内容を整理した上で、文書で回答します。回答書は、市ホームページに掲出します。

7. 使用許可申請者の決定方法及び公表等

- (1) 使用許可申請者の決定にあたっては、応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者のうち、最低使用料以上で、かつ、最高の価格で応募申込を行った者に対して、駐車場管理運営予定事業者（以下「予定事業者」という。）となった旨の通知文書を送付します。
- (2) 選定結果については、決定された者に令和6年1月31日（水）付けで決定を通知するとともに、市ホームページで公表する予定です。
- (3) 二者以上同額で最高価格の場合は、令和6年1月30日（火）午後2時に開催を予定しております、予定事業者抽選会にて「くじ」で決定します。くじは原則、同額の最高額を提示した応募者に参加頂きますのでご協力をお願いします。令和6年1月29日（月）応募締切後に、対象者には連絡をいたします。

8. 使用許可申請の手続

予定事業者は、下表に挙げる行政財産使用許可書の交付に必要な書類を令和6年2月29日（木）までに、提出してください。

	書類名	対象者	摘要
1	行政財産使用許可申請書	すべての申請者	様式5
2	営業経歴書	すべての申請者	書式自由。請負業務の場合は契約書等の写しを添付してください。
3	代表者の身分証明書	個人事業者	本籍地の市区町村長が証明するもの。（日本国籍を有しない者は住民票「国籍・在留資格等が記載」）
4	代表者の登記されていないことの証明書	個人事業者	

備考

3から4に掲げる書類については、発行後3か月以内のものに限ります。

9. 予定事業者決定の取消し

選定結果の通知日から行政財産使用許可書の交付日までの期間において、予定事業者が次のいずれかに該当する場合は、予定事業者に対し予定事業者決定の取消しを行い、行政財産使用の許可は行いません。

- (1) 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
- (2) 駐車場管理運営業務を行うために必要とする許可等が取り消されたとき。
- (3) 予定事業者が、行政財産使用許可書の交付に必要な書類を提出期限内に提出しなかったとき若しくは提出書類に不備又は虚偽の内容が記載されていたとき。
- (4) 予定事業者が正当な理由なく使用許可申請の手続を完了しないとき。

10. その他

- (1) 使用許可の手続に関する一切の費用については、予定事業者の負担とします。
- (2) 応募申請受付及び使用許可手続に当たり、各種提出書類について関係機関への確認等、必要な調査を行う場合があります。
- (3) 委員会は駐車場用地の提供のみ行うものとします。それ以外の一切の駐車場管理運営業務は、駐車場管理運営事業者の責任で行ってください。

11. 選定後の協議等について

予定事業者については、委員会と個別に駐車場管理運営事業の実施に当たっての協議を行ってください。その結果、行政財産使用許可を行わない場合もあります。

13. 募集に関する問い合わせ

枚方市都市整備部 施設整備室 施設管理課
TEL 050-7105-8210（直通）
FAX 072-843-1264
Email shisetsukanri@city.hirakata.osaka.jp

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 4 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 6 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - 7 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（抜粋）

（行政財産の管理及び処分）

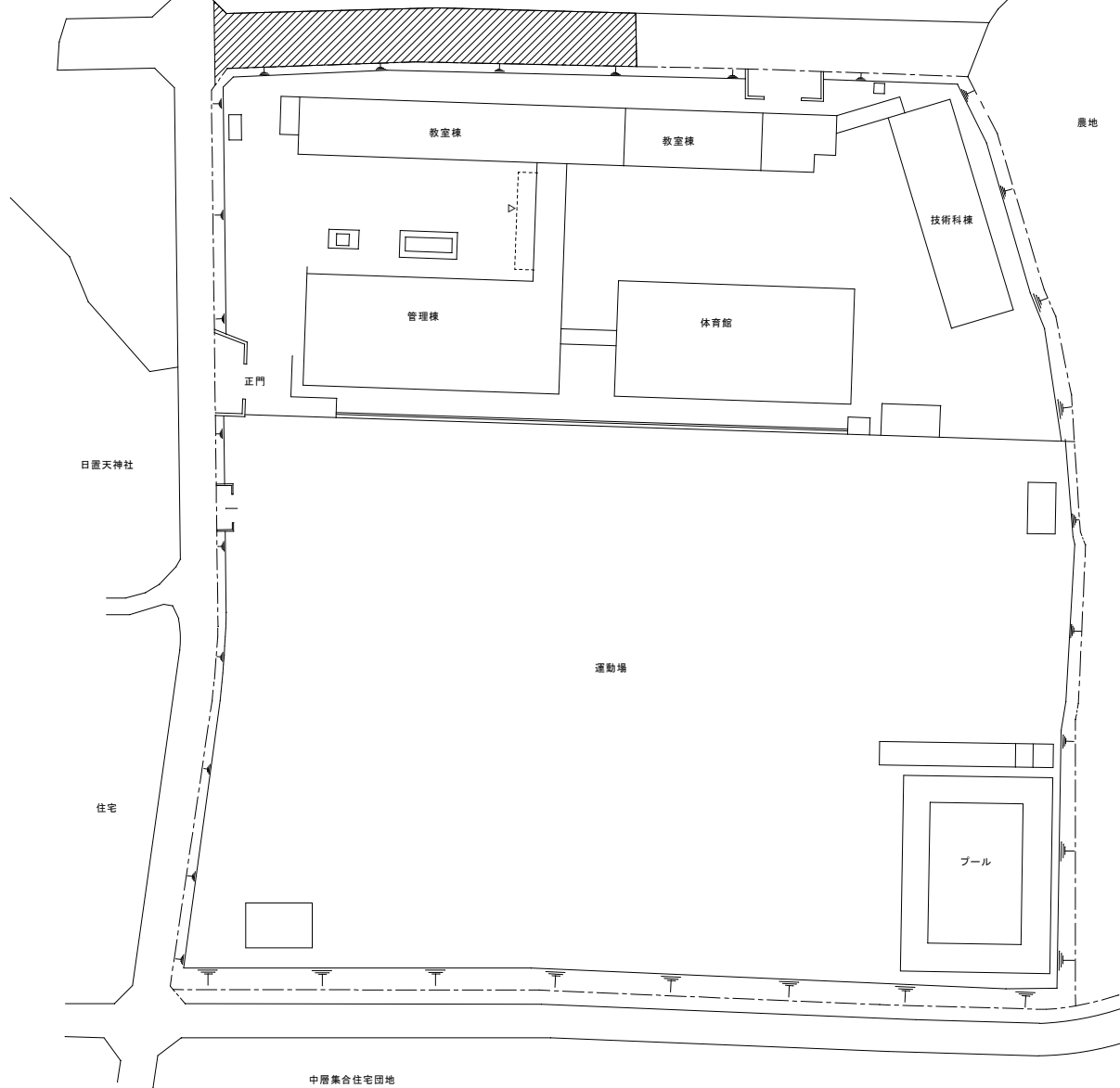
第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。



農地

市立招堤小



日置天神社

住宅

運動場

プール

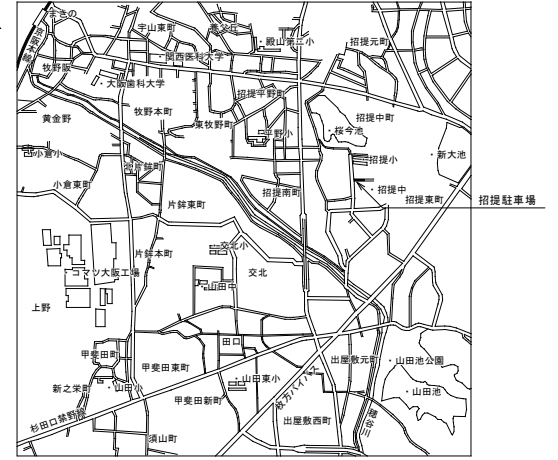
農地

駐車場

水路

中層集合住宅団地
招堤団地

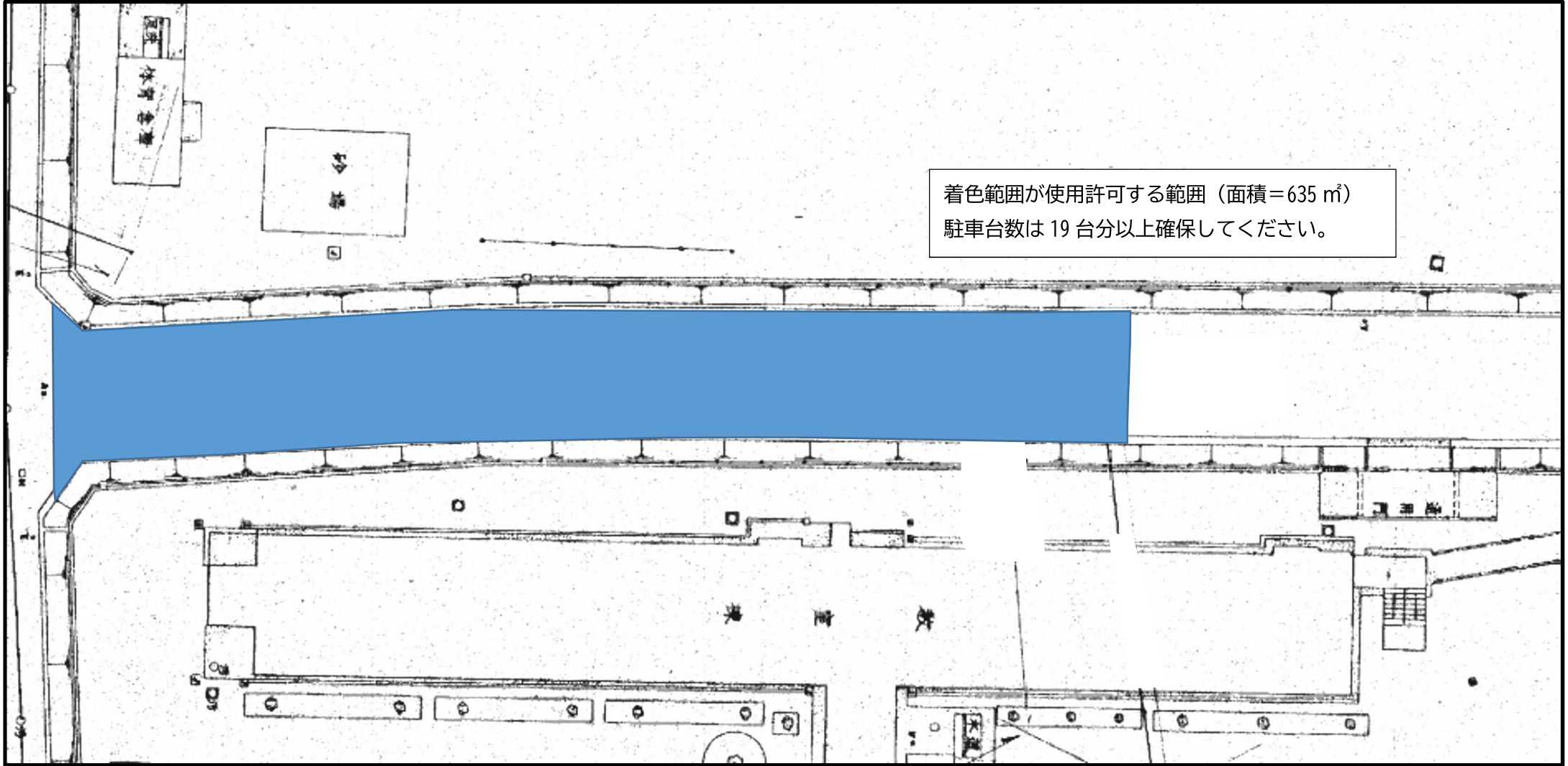
配置図兼仮設計計画図 1/600



所在地 枚方市招堤東町2丁目801番2、3の各一部

附近見取図 1/3000

招堤中学校				No.
付近見取図・配置図				A-05
DATE	CHECKED BY.	DRAWN BY.	SCALE	
				1/600、3000
枚方市都市整備部施設整備室				



着色範囲が使用許可する範囲（面積＝635㎡）
駐車台数は19台分以上確保してください。

行政財産使用許可 物件調書

枚方市立招提中学校用地

番号	所 在	地番		地目（公簿）	現況地目	公簿面積 (㎡)	使用面積 (㎡)	所有者		備考
		本番	枝番					住所	氏名	
1	枚方市招提東町2丁目	801番	2	公衆用道路	雑種地	1,575	—		枚方市	対象地は一部
2	同 所	801番	3	学校用地	雑種地	6,109	—		同上	対象地は一部
	合 計	2筆					635			

駐車場賃貸借契約書

所在地	大阪府枚方市招提東町2丁目801番2		
名称	招提駐車場	区画番号	
車種	車色	車両登録番号	
契約期間	令和 年 月 日より 令和 年 月 末日までの 1 年		
賃料等	賃料月額	7,500円	
	消費税	750円	
	合計月額	8,250円	保管場所使用承諾 証明書発行費用 発行不可
支払期日	上記の賃料等は、毎月27日に翌月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振替手数料は乙の負担とする。(金融機関が休日の場合は翌営業日)		
支払方法	振替	振替手数料	200円+消費税
振込先	銀行名	支店名	預金種別
	口座番号	受取名義人	

この契約の締結を証するため、本契約書 式 通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各壹通を保有する。

令和 年 月 日

甲（貸主） 住所 大阪府枚方市春日元町1丁目38番20号

氏名 株式会社 サンエース 代表取締役 谷岡倫常

乙（借主） 住所

氏名(カナ)

氏名 自宅TEL

携帯TEL

勤務先社名

勤務先TEL

勤務先所在地

管理者 株式会社サンエース 代表取締役 谷岡 倫常 大阪府枚方市春日元町1丁目38番20号 TEL 072-858-3318 宅地建物取引業 国土交通大臣(11)第3096号 賃貸住宅管理業者登録 国土交通大臣(02)第005038号	仲介業者
--	------

サンエース控

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）とは、標記に記載する駐車場（以下「本駐車場」という。）の使用契約を以下の条項により締結する。

第1条 甲は乙に対し、標記表示の車輛を標記表示の場所に駐車することを認める。

第2条 契約期間は、標記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 賃料は標記表示金額とし、乙は標記表示の方法で支払うものとする。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は日割計算した額とする。

3 乙の金銭債務（賃料等）の滞納が1か月以上に達した場合、甲は、弁護士代行による内容証明督促、訴訟請求等の法務手続きを取り、法的手続きに要した諸費用は甲から乙に請求できるものとする。

4 甲は本駐車場の仕様変更、公租公課の増額、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更することができる。

第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、本契約終了後、乙が本駐車場を甲に明渡すときは、保証金から標記解約引表示の金員を差し引いた残金を解約日より1か月以内に乙へ返還するものとする。尚、金融機関への振込の場合、振込手数料は乙の負担とする。ただし、本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、甲は当該債務の額を保証金から差し引き乙の債務へ充当することができる。

第5条 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

第6条 乙は本駐車場に標記表示の車輛以外を駐車することはできない。ただし、甲又は管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条 本駐車場内における乙の自動車の盗難、損傷、滅失、天災地変等、いかなる事故が発生しても、甲及び管理者は一切その責任を負わないものとする。

第8条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、第三者が無断もしくは違法に駐車をしたことにより、乙の使用が妨げられた場合でも、甲及び管理者は、乙に対して何らの補償、払戻し、損害賠償（駐車違反金）等の義務を負わないものとする。

第9条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第10条 乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙はその損害を甲若しくはその所有者に賠償しなければならない。

第11条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取扱等をしないこと。
- (3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場の秩序について、管理者の指示（看板等）に従うこと。
- (4) 自動車の運転に当っては安全運転をすること。
- (5) 甲及び管理者の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻・その他ゴミ等を廃棄しないこと。
- (7) 区画内に、タイヤ・バンパーなどの車部品を置かないこと。
- (8) 自動車、バイクの空ぶかし・アイドリングはしないこと。
- (9) 盗難警報装置を取り付けた場合は感度をあげすぎないようにすること。
- (10) 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- (11) 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は管理者に届け出ること。
- (12) その他甲又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告をして本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめ、速やかに当該区画を明け渡すとともに、乙に債務のある場合には速やかに清算しなければならない。

- (1) 乙が賃料の支払を1ヶ月分以上滞納したとき。
 - (2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。
 - (3) 本契約第6条の規定に従わず、他の自動車を駐車させたとき。
 - (4) その他本契約の条項の一に違反したとき。
- 2 前項による契約解除が行われた場合、甲は既に納入した賃料を乙へ返還しないものとする。

第13条 本契約期間中に甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、解約月の前月末日までに相手方に対し書面をもって予告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。
- 3 解約通知書が未提出であっても、解約（電話・窓口での申出含む）を通知した後の撤回はできないものとし、明渡しの遅延等が発生した場合に生じる損害については、損害賠償の支払いが発生致します。
- 4 本契約終了時に本駐車場に残置された乙の所有物があり、本駐車場を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本駐車場の明け渡し時において、乙は、本駐車場に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本駐車場の変更箇所及び本駐車場に生じた汚損、損傷個所を全て修復して、本駐車場の引き渡し当初の状態に回復しなければならない。

第14条 乙が車庫証明を必要とする場合は、甲の承諾なくして車庫証明は取得できません。甲に申し出た上標記発行費用を支払い甲は使用承諾証明書を発行する。

- 2 新規契約者が前項の申し出を行うときは、納車日に関係なく駐車場契約開始日と同一日発行、同時契約となるものとする。

3 車庫証明書発行後1年間は、本契約を解約することはできないものとする。ただし、正当な事由があると認められる場合はこの限りではない。

4 車庫証明書発行後、乙が本契約を解約するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第15条 緊急時及び巡回時には、甲又は管理者の車両が一時的に駐車する場合があるものとする。

第16条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

[特約事項]

○当駐車場での車庫証明の取得は不可とする。

(様式 1)

受付番号

応募申込書

令和 年 月 日

(あて先)

枚方市教育委員会教育長

(〒 -)

住所又は

所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

電話番号

メールアドレス

(事務担当者氏名)

募集要項の各条項を承知の上、行政財産使用（駐車場管理運営業務）事業者募集について、次のとおり参加したいので、下記の通り応募価格及び必要書類を添えて申し込みします。

1. 応募価格

応募価格（年間使用料）

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※応募価格は、年額として、円単位で記入してください。

※金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に¥をいれてください。

2. 添付書類

- (1) 誓約書
- (2) 委任状（代理人を立てて、予定事業者抽選会に参加する場合のみ）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- (5) 住民票（個人事業者のみ）
- (6) 納税証明書

(様式 2)

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先)

枚方市教育委員会教育長

住 所

(所在地)

氏 名

㊦

(名称及び代表者氏名)

行政財産使用（駐車場管理運営業務）事業者募集の申し込みにつき、次に掲げる事項、記載した内容について、相違ないことを誓約します。

記

- (1) 枚方市内に事業所（個人事業者にあつては住所）を有する者で、次の各号いずれかに該当すること。①枚方市内で駐車場事業を営んでいること。②枚方市内で土地を駐車場等として管理運営していること。
- (2) 前項①又は②の事項について、引き続き2年以上その事業若しくはその管理運営を行っていること。
- (3) 法令等の規定によりその事業又は管理運営について免許、許可又は登録を要する場合は、当該免許、許可又は登録を受けていること（当該についてのみ）。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (6) 国税、大阪府税及び枚方市税の未納がないこと。
- (7) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員を法人の構成員（個人事業者にあつては、本人を含む。）としていないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある個人又は団体でないこと。

(様式 3)

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先)

枚方市教育委員会教育長

(委任者)

住 所

(所在地)

氏 名

㊟

(名称及び代表者氏名)

下記の者を代理人と定め、行政財産使用（駐車場管理運営業務）事業者募集に関する一切の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所

氏 名

㊟

(様式 4)

質 疑 書

令和 年 月 日

(あて先)

枚方市教育委員会教育長

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電 話 番 号

メールアドレス

質 問 内 容

(様式 5)

令和 年 月 日

(あて先)

枚方市教育委員会教育長

申請者の住所及び氏名
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

住 所

氏 名

印

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したいので許可を申請します。

記

1. 使用期間 令和6年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日まで
2. 使用物件 枚方市立招提中学校関連用地
枚方市招提東町2丁目801番2、801番3の各一部
3. 使用目的 周辺地域における駐車場対策としての月極駐車場
4. 使用員数 635 m²
5. 添付書類 ①位置図
②平面図
③その他